

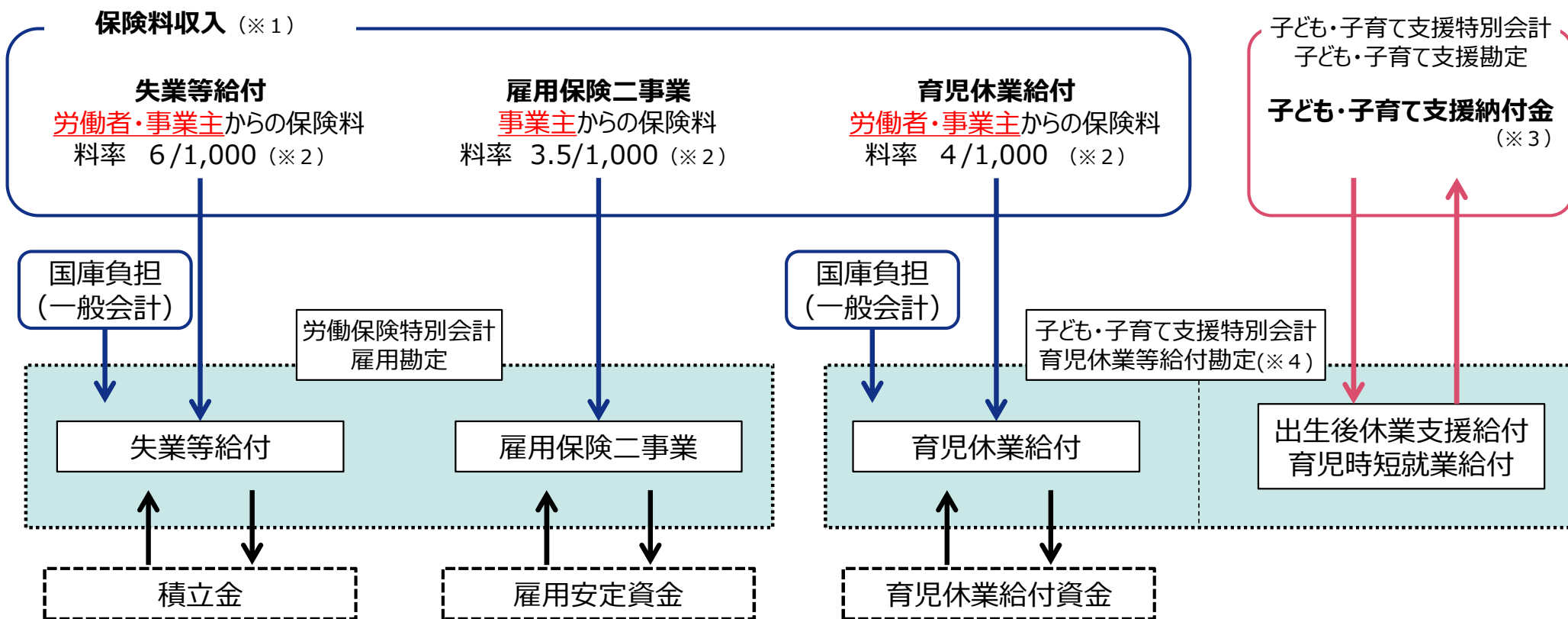
財政運営について

厚生労働省 職業安定局 雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付・雇用保険二事業・育児休業等給付を実施。失業等給付・雇用保険二事業を労働保険特別会計の雇用勘定で、育児休業等給付を子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定で経理。
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付が労働者・事業主折半、雇用保険二事業が事業主のみ。
- 出生後休業支援給付・育児時短就業給付は、子ども・子育て支援納付金が財源。



※1 労働保険料として、労災保険料と併せて労働保険特別会計徴収勘定に納入され、同特別会計雇用勘定に繰り入れられる。

※2 令和8年度の保険料率。毎年度の財政状況に応じて弾力的に変更できる仕組みとなっている。

※3 令和8年度は、子ども・子育て支援納付金のほか、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用。

※4 育児休業等給付勘定において、雇用保険料は育児休業給付のみに、子ども・子育て支援納付金は出生後休業支援給付及び育児時短就業給付のみに、充てられる。

雇用保険制度における国庫負担

現在の国庫負担の基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付等に要する費用の一部を負担している。

求職者給付 費用の $1/4$ or $1/40$ (基本手当、特例一時金)、 $1/3$ or $1/30$ (日雇労働求職者給付金)

○ 国庫負担割合は、雇用情勢等に応じて機動的な対応が可能な仕組みとして、以下のとおりとしている。

- ・ 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合※¹ : $1/4$ (日雇は $1/3$)
上記以外の場合 : $1/40$ (日雇は $1/30$)

※¹ 以下のいずれも満たす場合。

- ・ 雇用情勢：前々年度の受給者実人員が70万人以上
- ・ 財政状況：前々年度の積立金の状況が、弾力倍率1未満

- ・ 一定の要件※²の下、上記とは別枠で機動的に国庫からの繰入ができる。

※² 保険料率が①本則の料率($8/1,000$)以上若しくは②次年度に本則の料率となる見込み(=前年度の弾力倍率が2以下)である場合、又は③積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合(前年度の弾力倍率が2を超える場合で、当該年度の雇用情勢等が急激に悪化している場合)。

なお、この仕組みにより繰り入れた額は(※¹)の弾力倍率の計算に含める。

育児休業給付 費用の $1/8$

- 国庫負担は、平成19年度～平成28年度の間本来の55%、平成29年度～令和5年度の間は時限的に本来の10%に引き下げていた。

雇用継続給付(介護休業給付に限る。)費用の $1/8$ (令和8年度まで $1/80$ (=1.25%))

- 当分の間、国庫負担は**本来の55%の額**に暫定的に引き下げている。(平成19年度～)
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止する**」とされている。
- さらに、平成29年度から令和8年度までの間は、**時限的に本来の10%の額**に引き下げている。

求職者支援事業 費用の $1/2$ (当分の間 $11/40$ (=27.5%))

- 当分の間、国庫負担は**本来の55%の額**に暫定的に引き下げている。(平成23年度～)
※ 平成29年度～令和3年度は時限的に本来の10%の額に引き下げていた。
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止する**」とされている。

※ 以下の給付については、国庫負担は講じられていない。 高年齢求職者給付金、就職促進給付、高年齢雇用継続給付、教育訓練給付金

※ 令和6年雇用保険法改正により、令和7年10月に施行する教育訓練休暇給付金に要する費用について、求職者給付と同様の国庫負担を行うこととしてい 2
る($1/4$ 又は $1/40$)。

財政運営（失業等給付・雇用保険二事業）について

ひと、くらし、みらいのために

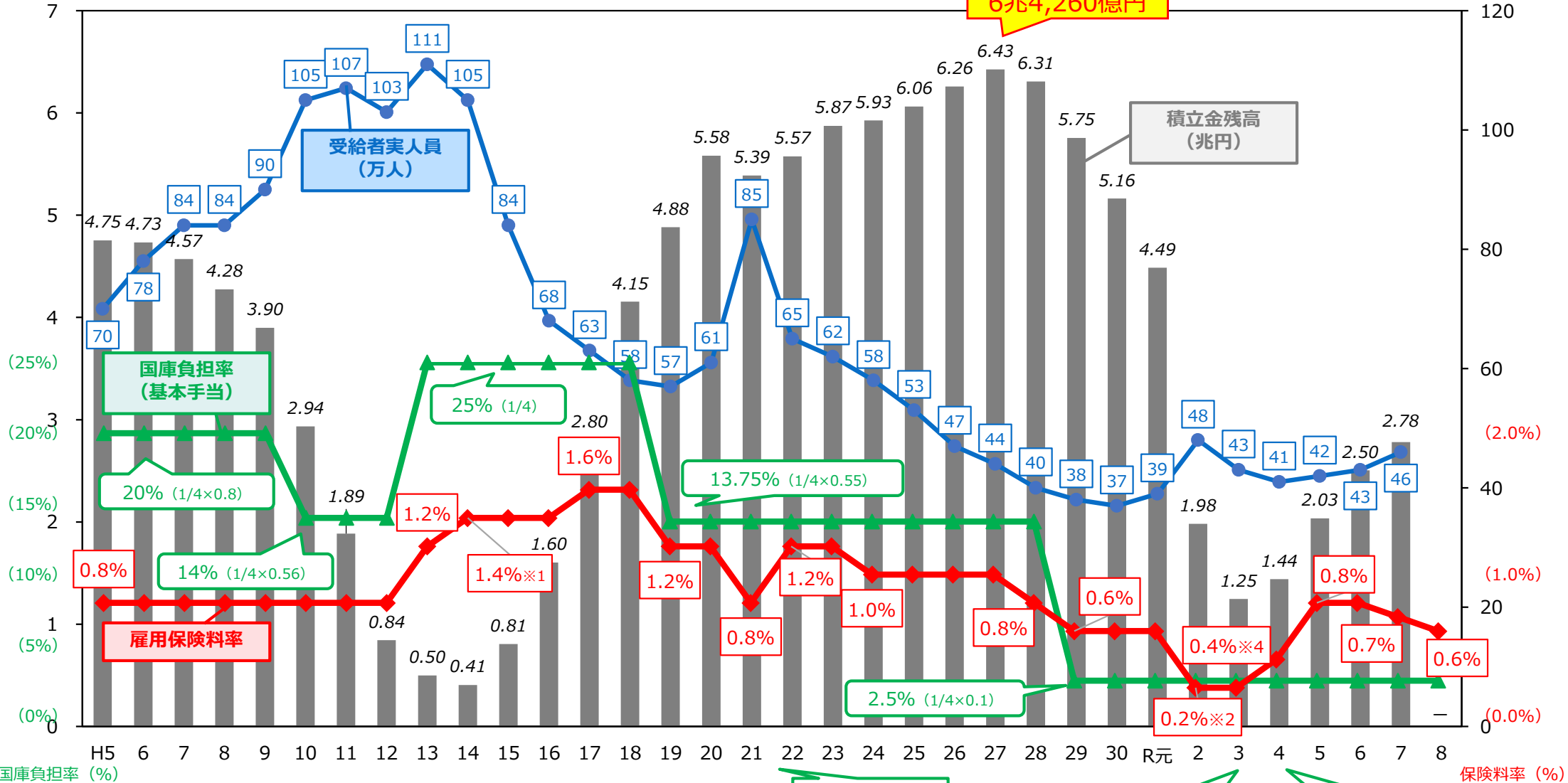


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

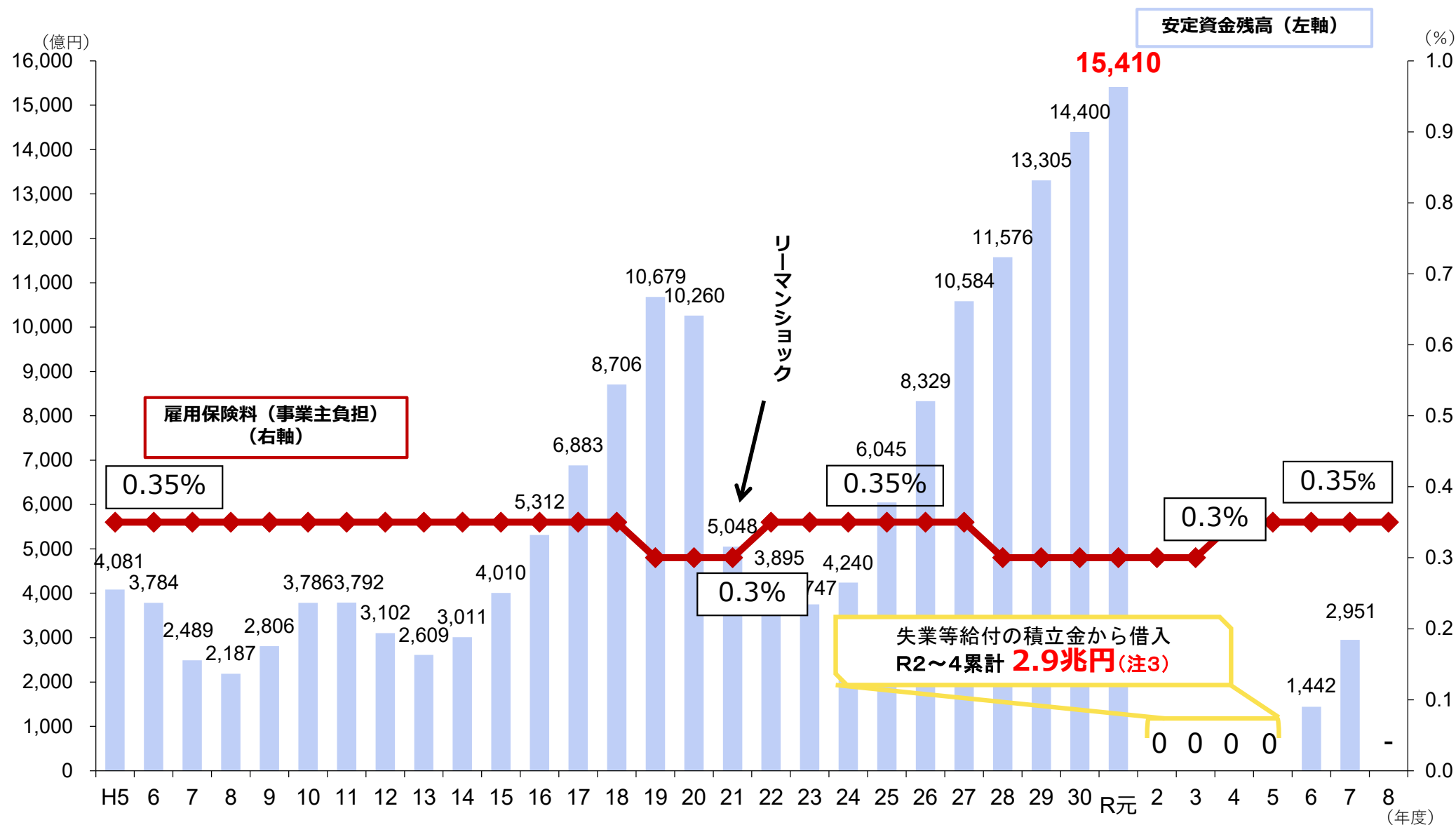
失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移

積立金残高（兆円）

受給者実人員（万人）



雇用安定資金残高及び 雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2~4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:590億円)を織り込んでいる。

(注3) 令和7年度までは決算額。令和8年度に生じる剰余金の扱いは、令和9年度の予算編成過程において検討されるため、「安定資金残高」欄は「-」としている。

労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付関係の収支状況

(単位：億円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 予算	9年度 要求
収 入	21,600	15,453	16,167	16,954	15,655	1.42兆円	1.48兆円
うち 保険料収入	3,908	7,801	15,885	16,686	15,349	1.38兆円	1.42兆円
うち 失業等給付に係る国庫負担金	17,550	7,444	185	183	205	0.02兆円	0.02兆円
支 出	14,520	12,913	13,450	13,692	14,446	1.65兆円	1.67兆円
うち 失業等給付費	13,093	11,552	11,931	12,165	12,910	1.42兆円	1.44兆円
差 引 剰 余	7,080	2,540	2,717	3,261	1,209	▲0.23兆円	▲0.19兆円
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	▲14,447 (22,373)	▲590 (8,186)	0	0	0	0	0
雇用安定事業費からの 返 還	0	0	3,212	1,442	1,509	－	－
積 立 金 残 高 (雇用安定事業費へ貸出計)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)	20,339 (25,776)	25,042 (14,039)	27,761 (12,530)	－ (－)	－ (－)

(注) 1. 上記表のうち令和3年度～7年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和8年度は当初予算額。令和9年度は概算要求額。

2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。

3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「雇用安定事業費へ貸出累計」から控除している。

5. 令和8年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは令和9年度の予算編成過程において検討されるため、「雇用安定事業費からの返還」及び「積立金残高」欄は「－」としている。

6. 数値は、それぞれ四捨五入している。

労働保険特別会計雇用勘定における雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 予算	9年度 要求
収 入	32,664	14,187	8,558	7,815	8,341	0.84兆円	0.87兆円
うち 保険料収入	5,856	6,830	6,975	7,326	7,923	0.80兆円	0.82兆円
うち 一般会計より受入	5,227	1,377	0	0	0	0	0
うち 積立金より受入 (借り入れ)	14,447	590	0	0	0	0	0
支 出	32,664	14,187	5,346	4,931	5,323	0.64兆円	0.64兆円
うち雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 4,960)	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	8,845 (うち翌年度繰越 659)	557	165	82	145億円	148億円
(雇用調整助成金)	26,613	8,356	531	165			
うち 上記以外	5,330	5,342	4,789	4,766	5,241	0.62兆円	0.62兆円
差 引 剰 余	0	0	3,212	2,884	3,018	0.21兆円	0.24兆円
積 立 金 へ 返 還	0	0	3,212	1,442	1,509	—	—
安 定 資 金 残 高 (積立金からの借り入れ累計額)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (25,776)	1,442 (14,039)	2,951 (12,530)	— (—)	— (—)

(注) 1. 上記表のうち令和3年度～7年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和8年度は当初予算額。令和9年度は概算要求額。

2. 令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。

3. 令和6年度の数値には、令和2年度から令和4年度に雇用調整助成金等の費用の一部として一般会計から繰入れられた残余の返還額は含まれていない。

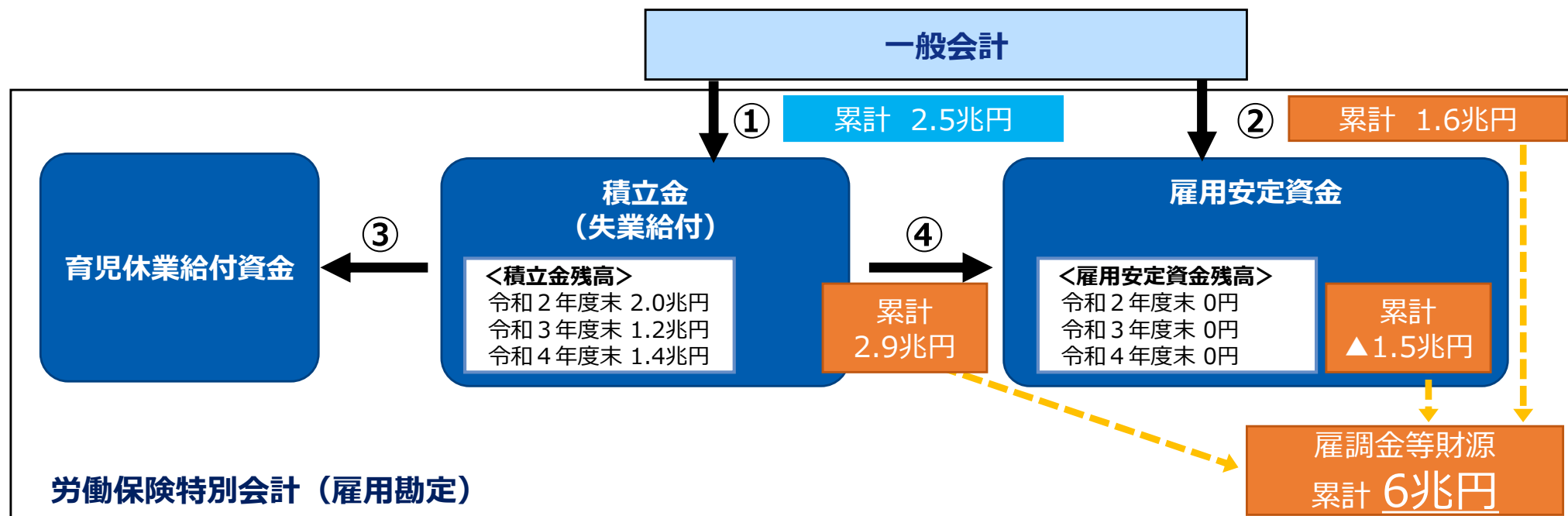
4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「積立金からの借り入れ累計額」から控除している。

5. 令和8年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは、令和9年度の予算編成過程において検討されるため、「積立金へ返還」及び「安定資金残高」欄は「—」としている。

6. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用調整助成金の財源について（新型コロナ対応）

○ 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法において以下の措置が講じられた。



① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。（～令和4年度）
注：令和3年度 1.7兆円、令和4年度 0.7兆円

② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。（～令和4年度）
注：令和2年度 1.1兆円、令和3年度 0.5兆円、令和4年度 0.02兆円

③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。（～令和6年度）

④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。（～令和6年度）

注：令和2年度 1.4兆円、令和3年度 1.4兆円、令和4年度 0.06兆円

- ・ 借入金の返還は、雇用保険二事業収支の剰余を活用。ただし、剰余額の1/2の範囲内で、雇用安定資金への積立が可能。
- ・ 加えて、雇用保険財政や雇用保険二事業の実施の状況等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣に協議して、返済必要額から一定額の控除（返済免除）することが可能。
- ・ 令和6年度までを目処に、雇用保険財政等を踏まえ、控除の在り方を検討。

⇒ 令和6年度の大臣折衝において、雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額（2.9兆円）については、1兆円の控除を行い、残りの1.9兆円については、毎年度の雇用保険二事業の剰余金により返済を行うこととした。

雇用保険料率の弾力条項について（失業等給付）

- 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則8/1000（労使折半）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

$$\begin{array}{l}
 2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引下げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow -4/1000\text{まで}) \\
 1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引上げ可能} \\ \hline \end{array} \\
 \left[\begin{array}{c} \text{※ 令和7年度決算額による計算} = 2.55 \end{array} \right] (\rightarrow +4/1000\text{まで})
 \end{array}$$

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項（※））

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫の負担額(同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。)、同条第五項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額(以下この項において「教育訓練給付額」という。)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額(以下この項において「雇用継続給付額」という。)を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで(前項第一号に規定する事業については、千分の六から千分の十四まで)の範囲内において変更することができる。

注1：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

注2：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

雇用保険料率の弾力条項について（雇用保険二事業）

- 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000（事業主負担）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。（弾力条項）

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率
引下げ
(→ -0.5/1000まで)

※ 令和7年度決算額による計算 = 0.73

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第10項及び第11項（※））

- 10 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第一号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、二事業費充当徴収保険率を一年間千分の三・五の率(同号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
- 11 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、二事業費充当徴収保険率を同項の規定により変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができる。

注：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

失業等給付に係る保険料率の推移

	実際の料率	下限	原則	上限	
昭和50年度	10/1,000(原則)	8/1,000	10/1,000	12/1,000	雇用保険法制定
昭和54年度	11/1,000				弾力
平成4年度	9/1,000				弾力
平成5年度	8/1,000	－	8/1,000	－	法改正・弾力凍結（暫定）
平成13年度	12/1,000(原則)	10/1,000	12/1,000	14/1,000	法改正／弾力を支出対比方式に変更
平成14年度後期	14/1,000(上限)				弾力
平成15年度	14/1,000(原則)	12/1,000	14/1,000	16/1,000	法改正（2年間の暫定）
平成17年度	16/1,000(原則)	14/1,000	16/1,000	18/1,000	（暫定措置終了）
平成19年度	12/1,000(下限)	12/1,000	16/1,000	20/1,000	法改正／弾力
平成21年度	8/1,000	－	8/1,000	－	法改正・弾力凍結（1年間の暫定）
平成22年度	12/1,000(下限)	12/1,000	16/1,000	20/1,000	弾力
平成24年度	10/1,000(下限)	10/1,000	14/1,000	18/1,000	法改正／弾力
平成28年度	8/1,000(下限)	8/1,000	12/1,000	16/1,000	法改正／弾力
平成29年度	6/1,000(下限)	6/1,000	10/1,000	14/1,000	法改正（3年間の暫定）／弾力
令和2年度	2/1,000(下限)	2/1,000	6/1,000	10/1,000	法改正（2年間の暫定）／弾力
令和4年度前期	2/1,000	0/1,000	2/1,000	6/1,000	法改正（1年間の暫定）
令和4年度後期	6/1,000	2/1,000	6/1,000	10/1,000	
令和5年度	8/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	（暫定措置終了）
令和6年度	8/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	
令和7年度	7/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	弾力
令和8年度	6/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	弾力

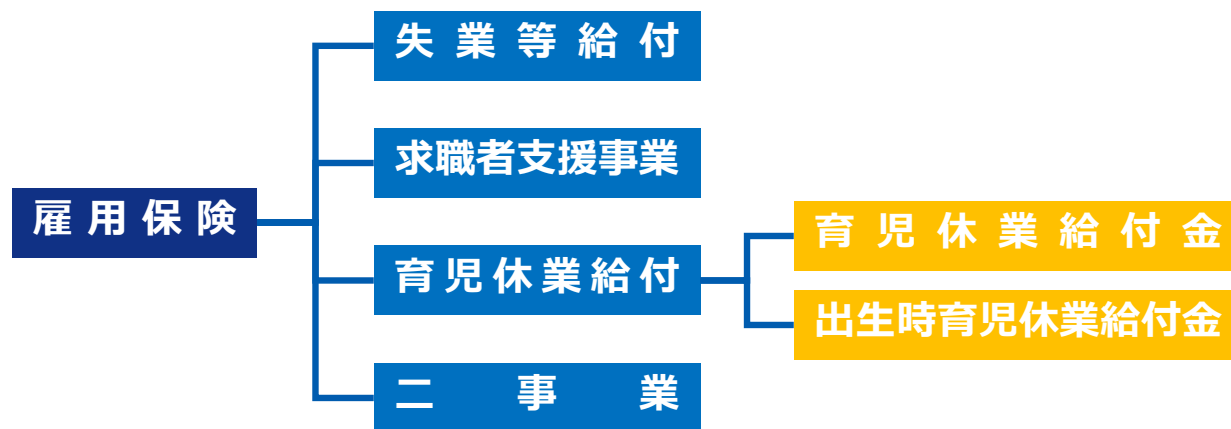
※令和2年法改正により、失業等給付の保険料率は、令和2年度から雇用保険率(13.5/1,000)のうち育児休業給付率(4/1,000)と二事業率(3.5/1,000)を除いた率とされた。

財政運営（育児休業給付）について

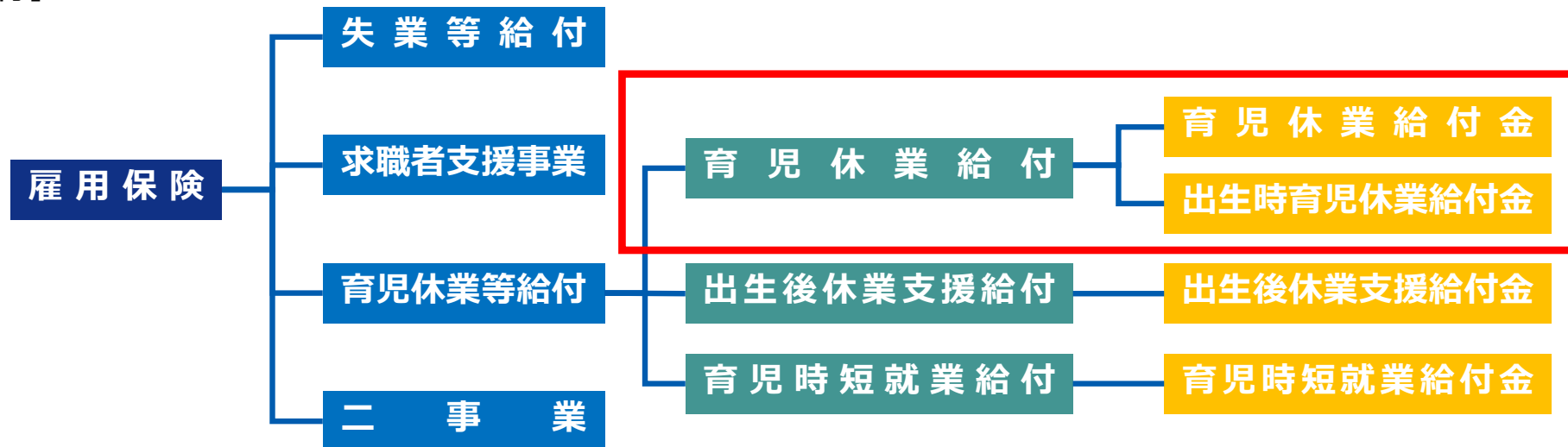
雇用保険制度の概要（体系）

- 令和6年雇用保険制度改正により、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付が創設され、育児休業給付と併せて、育児休業等給付となっている。

【令和7年3月31日以前】



【現行】



（注） 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付は、雇用保険料ではなく、子ども・子育て支援納付金を財源とする。

育児休業給付の概要

1) 概要

労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、労働者が1歳*¹（一定の場合*²には最長で2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合*³に、育児休業給付（育児休業給付金及び出生時育児休業給付金*⁴）を支給。

- *¹ 配偶者も子が1歳に達する日以前に育児休業（産後パパ育休含む。）を取得している場合は、1歳2か月（「パパママ育休プラス」）。
- *² 保育所の申込みを行ったが利用できない場合や、子を養育している配偶者が死亡した場合 等
- *³ 育児休業及び産後パパ育休はそれぞれ2回まで分割して取得が可能。
- *⁴ 出生時育児休業給付金は、産後パパ育休（子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能）を取得した場合に支給される。

2) 支給要件

雇用保険の被保険者（原則、週の所定労働時間が20時間以上、31日以上雇用見込み）が育児休業を取得した場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること。

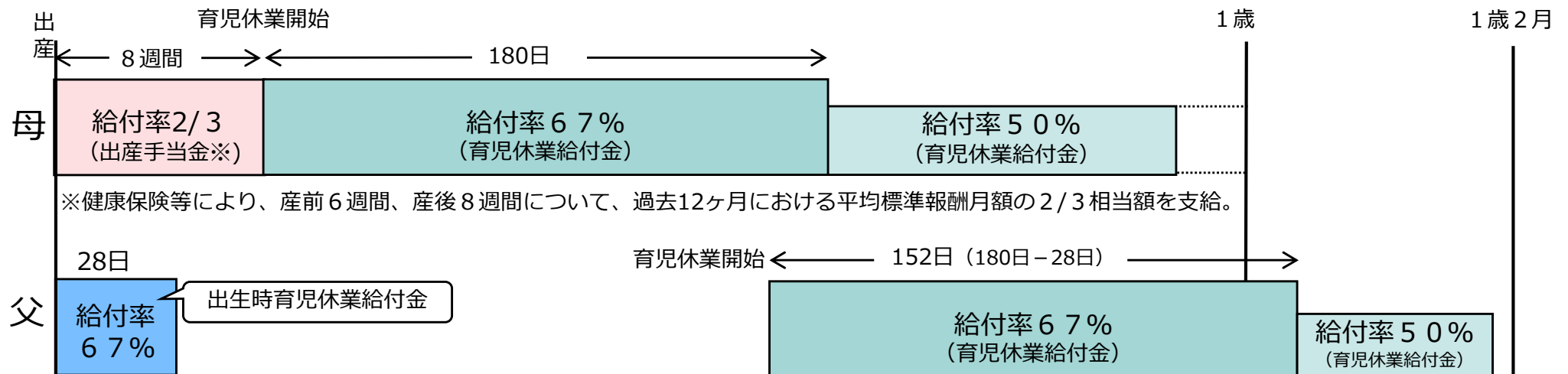
3) 給付額

育児休業開始から180日までは休業開始前賃金の67%相当額*⁵・⁶、それ以降は50%相当額。

- *⁵ 給付は非課税であり、育休中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較した実質的な給付率は8割程度。
また、賃金と給付の合計額が休業開始時賃金月額80%を超える場合は、超過分を減額。
- *⁶ 出生時育児休業給付金の支給日数は、支給率67%の日数である180日に通算される。

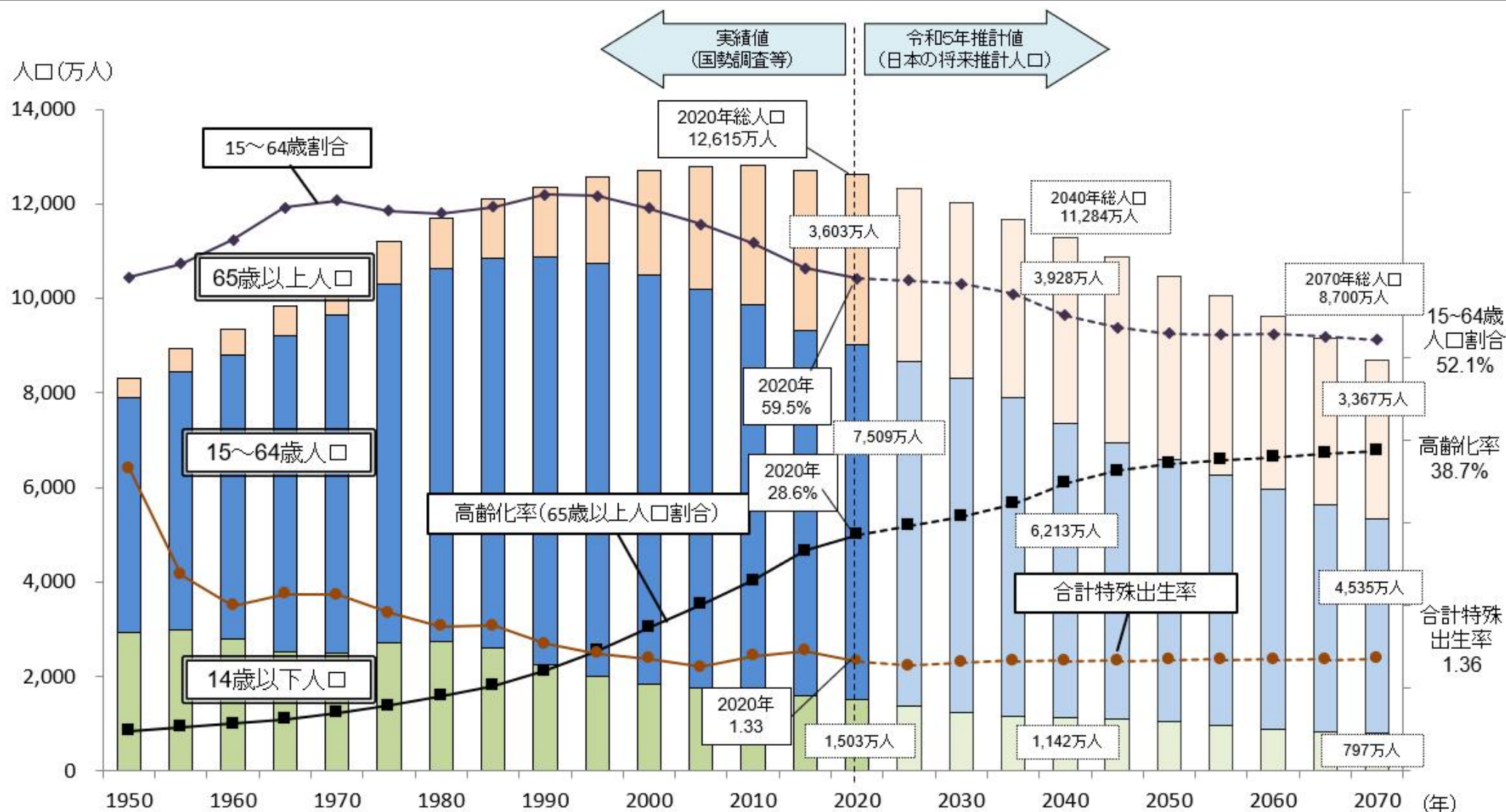
〔 育児休業給付の上限額・下限額（支給日数が30日の場合）：上限額 332,454円（248,100円）、下限額 64,380円（48,045円）
（括弧内は給付率50%の場合。いずれも令和9年7月31日までの金額。） 〕

「参考」男女ともに育児休業を取得する場合の例



日本の人口の推移

- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



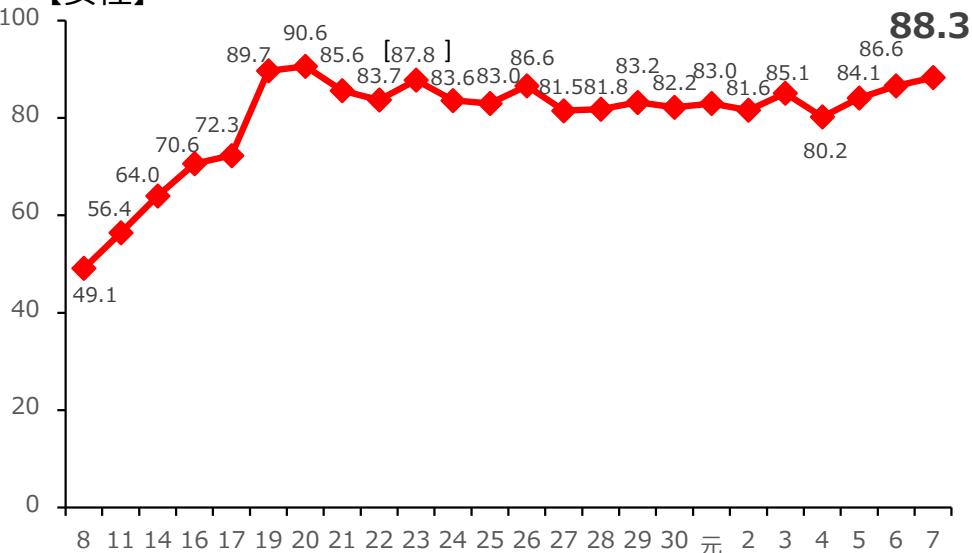
(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」（出生中位(死亡中位)推計)

育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移しており、男性は女性に比べ低い水準ではあるものの上昇傾向にある（令和7年度：50.9%）。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は約6割が2週間以上3か月未満であり、徐々に取得期間が延びる傾向にあるものの、女性に比べて短期間の取得が多い。

育児休業取得率の状況（%）

【女性】



育児休業取得期間の状況（%）

【女性】

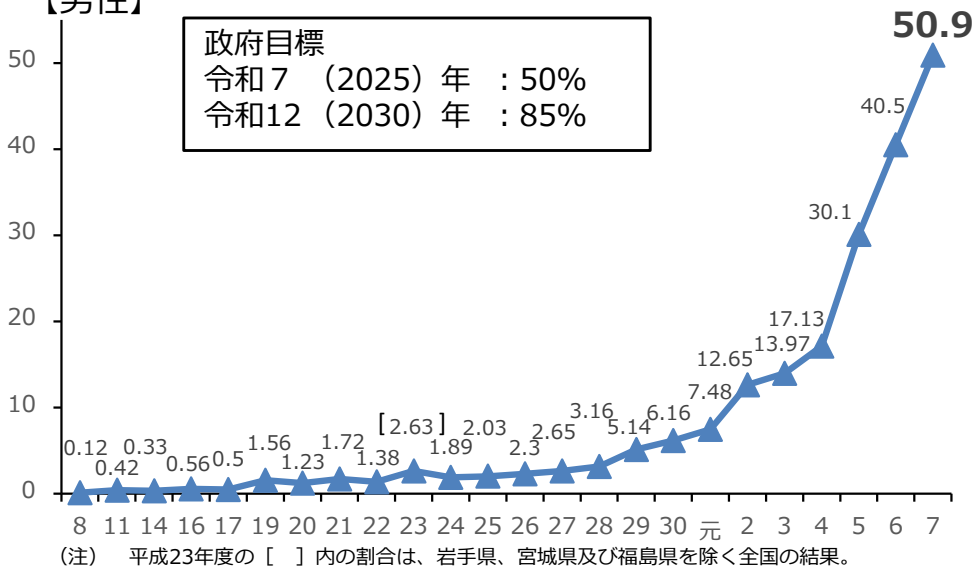
	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
令和7年度	0.6	0.6	0.5	1.4	3.6	4.6	10.6	28.7	31.4	12.4	3.5	1.8
						93.0%						

（参考）令和3年度と令和5年度は、延べ人数で集計したため、単純比較できない。

令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6
						95.3%						
令和5年度	0.4	0.2	0.6	1.8	4.4	4.6	11.4	30.9	32.7	9.3	3.0	0.6
						92.5%						

【男性】

政府目標
令和7（2025）年：50%
令和12（2030）年：85%



【男性】

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
令和7年度	6.8	14.1	28.0	30.3	10.1	5.2	1.1	2.4	1.8	0.1	0.1	0.1
						58.3%						

（参考）令和3年度と令和5年度は、延べ人数で集計したため、単純比較できない。

令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-
						37.7%						
令和5年度	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	-
						48.4%						

（注）平成23年度の〔 〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

※育児休業取得率 =
$$\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業（※1）を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（※2）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$$

（※1）令和5年度以降は産後パパ育休を含む。（※2）平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

※育児休業取得期間の調査対象：
各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

出生数・育児休業給付取得者数

- 直近10年で出生数は減少しているが、育児休業給付の初回受給者数は一貫して上昇している。

	出生数（万人）
平成28年	97.7
平成29年	94.6
平成30年	91.8
令和元年	86.5
令和2年	84.1
令和3年	81.2
令和4年	77.1
令和5年	72.7
令和6年	68.6

	初回受給者数（人）	対前年比
平成28年度	327,007	7.9%
平成29年度	342,978	4.9%
平成30年度	363,674	6.0%
令和元年度	381,459	4.9%
令和2年度	419,386	9.9%
令和3年度	444,727	6.0%
令和4年度	489,821	10.1%
令和5年度	533,395	8.9%
令和6年度	553,855	3.8%
令和7年度	609,302	10.0%

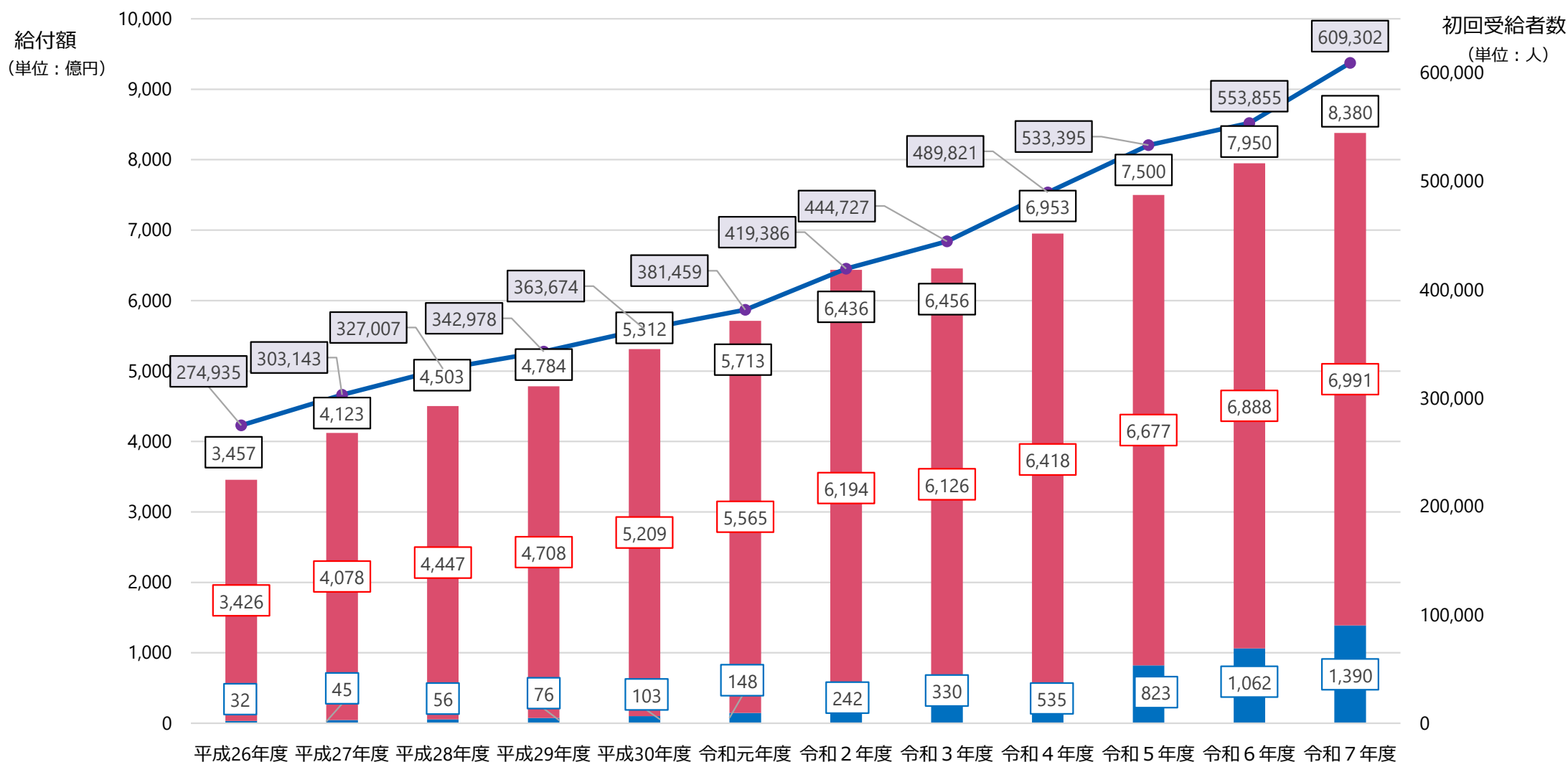
（注1）出生数については、厚生労働省「人口動態統計」より作成。

（注2）平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

（注3）令和7年度育児休業給付の初回受給者数は速報値であり変動があり得る。

育児休業給付の受給者数、給付額の推移

- 育児休業給付の初回受給者数及び給付総額については、年々増加傾向にあり、令和7年度において、初回受給者数は約61万人、給付総額は約8,380億円となっている。

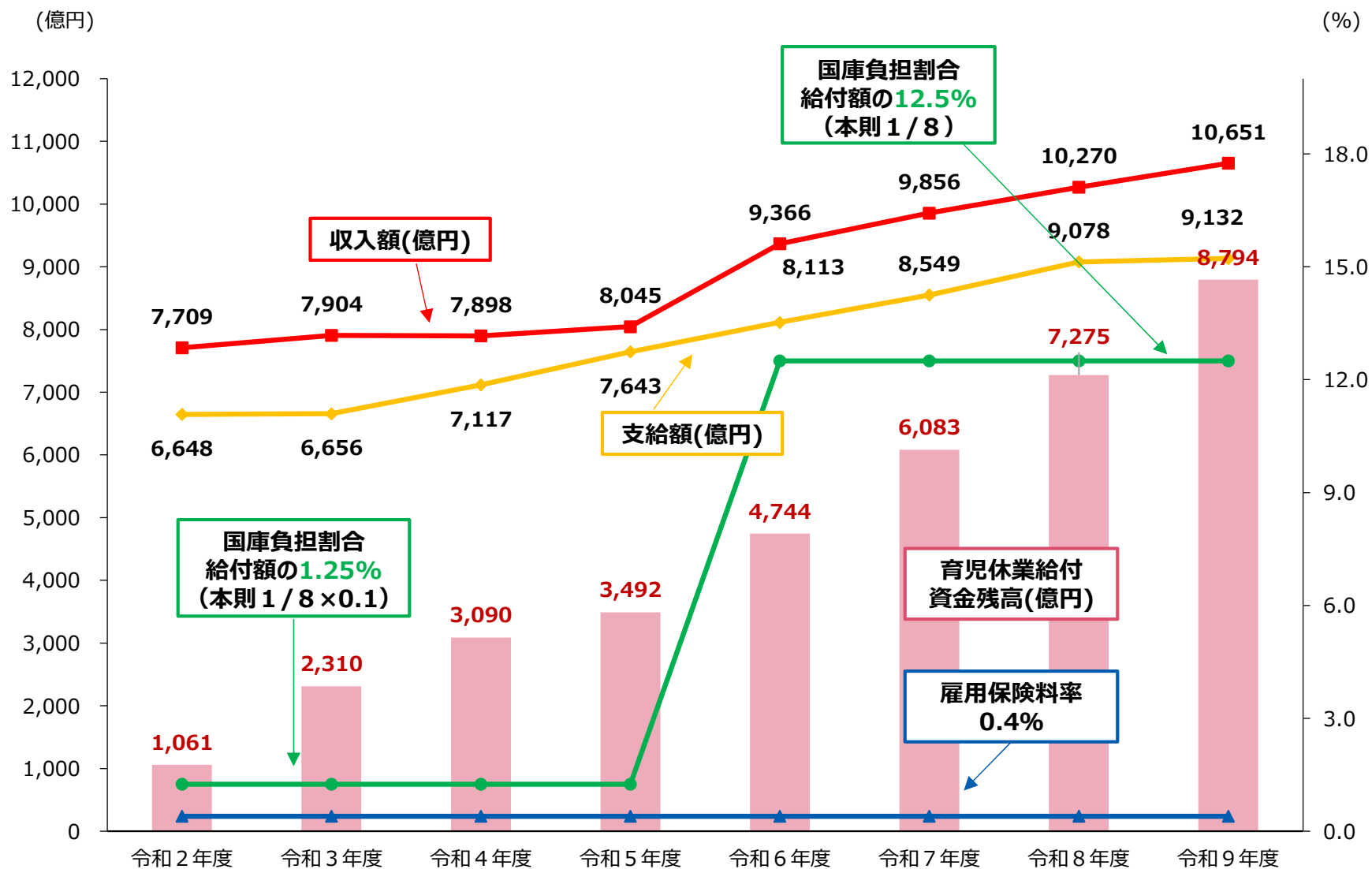


(注1) 給付総額は業務統計値である。

(注2) 令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

■ 給付総額 男 ■ 給付総額 女 ● 初回受給者数 計

育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和7年度までは、決算値である。

(注2) 令和8年度は、前年度の決算及び令和8年度当初予算を踏まえた見込額である。令和9年度は概算要求額である。

(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している(令和2年の雇用保険法改正)。

子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定の収支状況

(単位：億円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 予算	9年度 要求
収入	7,904	7,898	8,045	9,366	10,661	1.10兆円	1.14兆円
うち保険料収入	7,812	7,799	7,941	8,342	8,769	0.91兆円	0.93兆円
うち育児休業給付に係る 国庫負担金	79	88	93	1,013	1,055	0.11兆円	0.11兆円
うち子ども・子育て支援 勘定からの繰入金	—	—	—	—	805	0.08兆円	0.07兆円
支出	6,656	7,117	7,643	8,113	8,811	0.99兆円	0.98兆円
うち育児休業給付	6,452	6,948	7,494	7,944	8,371	0.89兆円	0.90兆円
うち出生後休業支援給付	—	—	—	—	112	0.02兆円	0.02兆円
うち育児時短就業給付	—	—	—	—	141	0.05兆円	0.05兆円
差引剰余	1,249	780	402	1,252	1,850	0.12兆円	0.15兆円
育児休業給付資金残高	2,310	3,090	3,492	4,744	6,083	0.68兆円	0.88兆円

(注) 1. 上記表のうち令和3年度～7年度は決算額。令和8年度は当初予算額。令和9年度は概算要求額。

2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。

3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。

4. 令和7年度の差引剰余0.19兆円のうち、0.05兆円は子ども・子育て支援勘定の子ども・子育て支援資金に組み入れるため、育児休業給付資金に組み入れられる額は0.13兆円。

5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

育児休業等給付の支給状況①（育児休業給付）

【育児休業給付（育児休業給付金及び出生時育児休業給付金）】

	初回 受給者数(人)			平均 受給月額 (円)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)		
		男	女		男	女		男	女		男	女
平成28年度	327,007 (7.9)	10,411 (34.7)	316,596 (7.2)	134,438	182,630	133,988	10.2	3.0	10.5	450,343,708 (9.2)	5,649,855 (24.7)	444,693,852 (9.1)
平成29年度	342,978 (4.9)	14,175 (36.2)	328,803 (3.9)	134,810	184,006	134,233	10.3	2.9	10.7	478,372,543 (6.2)	7,569,260 (34.0)	470,803,283 (5.9)
平成30年度	363,674 (6.0)	18,687 (31.8)	344,987 (4.9)	134,925	186,424	134,192	10.8	3.0	11.3	531,237,726 (11.1)	10,303,493 (36.1)	520,934,233 (10.6)
令和元年度	381,459 (4.9)	27,792 (48.7)	353,667 (2.5)	135,398	187,003	134,409	11.1	2.9	11.7	571,348,710 (7.6)	14,844,491 (44.1)	556,504,218 (6.8)
令和2年度	419,386 (9.9)	45,941 (65.3)	373,445 (5.6)	136,571	183,630	135,220	11.2	2.9	12.3	643,584,516 (12.6)	24,157,271 (62.7)	619,427,245 (11.3)
令和3年度	444,727 (6.0)	68,034 (48.1)	376,693 (0.9)	137,444	180,724	135,696	10.6	2.7	12.0	645,604,207 (0.3)	32,967,828 (36.5)	612,636,379 (△1.1)
令和4年度	489,821 (10.1)	109,422 (60.8)	380,399 (1.0)	139,755	184,410	136,990	10.2	2.7	12.3	695,300,779 (7.7)	53,498,138 (62.3)	641,802,641 (4.8)
令和5年度	533,395 (8.9)	157,993 (44.4)	375,402 (△1.3)	143,710	190,954	139,455	9.8	2.7	12.8	750,005,718 (7.9)	82,348,476 (53.9)	667,657,242 (4.0)
令和6年度	553,855 (3.8)	180,100 (14.0)	373,755 (△0.4)	148,360	198,512	142,797	9.7	3.0	12.9	794,955,554 (6.0)	106,193,375 (29.0)	688,762,179 (3.2)
令和7年度	609,302 (10.0)	237,116 (31.7)	372,186 (△0.4)	154,992	204,813	147,843	8.9	2.9	12.7	838,003,488 (5.4)	138,952,693 (30.8)	699,050,796 (1.5)

（注1）平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

（注2）括弧内は対前年比（%）である。

（注3）支給金額は業務統計値である。

（注4）令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

育児休業等給付の支給状況②（育児休業給付）

【月別】

（単位：人、%、千円）

	初回受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
令和6年7月	46,472 (14.0)	15,601 (28.5)	30,871 (7.8)	60,709,568 (15.6)	8,391,080 (45.9)	52,318,487 (11.9)
8月	44,446 (△ 2.6)	15,079 (8.2)	29,367 (△ 7.3)	57,947,825 (0.5)	8,398,402 (24.3)	49,549,422 (△ 2.7)
9月	44,009 (1.5)	15,294 (9.0)	28,715 (△ 2.1)	56,683,080 (3.3)	8,672,718 (25.2)	48,010,362 (0.2)
10月	52,079 (8.6)	17,317 (17.3)	34,762 (4.8)	68,177,141 (9.8)	9,965,857 (32.9)	58,211,285 (6.6)
11月	48,140 (2.4)	15,680 (14.1)	32,460 (△ 2.5)	62,900,307 (3.9)	8,989,545 (26.8)	53,910,762 (0.9)
12月	47,122 (0.3)	15,437 (11.3)	31,685 (△ 4.2)	66,383,153 (3.2)	9,205,424 (25.3)	57,177,728 (0.3)
令和7年1月	48,733 (4.8)	15,347 (13.8)	33,386 (1.2)	72,464,381 (7.5)	9,829,156 (26.6)	62,635,225 (5.0)
2月	44,539 (△ 1.2)	15,059 (6.3)	29,480 (△ 4.7)	66,324,843 (△ 0.3)	9,472,489 (19.2)	56,852,354 (△ 3.0)
3月	49,032 (7.3)	15,952 (14.3)	33,080 (4.3)	76,630,949 (9.8)	10,282,300 (28.5)	66,348,649 (7.4)
4月	41,933 (3.1)	13,701 (13.7)	28,232 (△ 1.3)	73,042,044 (3.7)	9,339,043 (24.5)	63,703,001 (1.3)
5月	40,985 (△ 12.2)	14,142 (0.4)	26,843 (△ 17.6)	74,202,744 (△ 5.6)	8,984,864 (9.1)	65,217,880 (△ 7.3)
6月	42,563 (1.5)	15,733 (19.2)	26,830 (△ 6.7)	64,658,214 (12.0)	9,321,911 (28.5)	55,336,303 (9.6)
7月	46,974 (1.1)	18,689 (19.8)	28,285 (△ 8.4)	64,032,561 (5.5)	10,455,618 (24.6)	53,576,943 (2.4)
8月	42,260 (△ 4.9)	17,096 (13.4)	25,164 (△ 14.3)	55,516,777 (△ 4.2)	9,719,895 (15.7)	45,796,882 (△ 7.6)
9月	46,165 (4.9)	18,971 (24.0)	27,194 (△ 5.3)	59,848,237 (5.6)	10,903,273 (25.7)	48,944,964 (1.9)
10月	62,826 (20.6)	25,858 (49.3)	36,968 (6.3)	74,490,807 (9.3)	14,109,507 (41.6)	60,381,301 (3.7)
11月	53,845 (11.9)	21,454 (36.8)	32,391 (△ 0.2)	63,321,302 (0.7)	11,902,511 (32.4)	51,418,791 (△ 4.6)
12月	61,014 (29.5)	23,859 (54.6)	37,155 (17.3)	72,946,141 (9.9)	13,196,333 (43.4)	59,749,808 (4.5)
令和8年1月	58,482 (20.0)	22,697 (47.9)	35,785 (7.2)	80,455,663 (11.0)	13,863,223 (41.0)	66,592,440 (6.3)
2月	52,505 (17.9)	20,949 (39.1)	31,556 (7.0)	71,278,523 (7.5)	12,747,667 (34.6)	58,530,857 (3.0)
3月	59,750 (21.9)	23,967 (50.2)	35,783 (8.2)	84,210,474 (9.9)	14,408,848 (40.1)	69,801,627 (5.2)
4月	48,601 (15.9)	18,681 (36.3)	29,920 (6.0)	86,837,102 (18.9)	13,524,851 (44.8)	73,312,252 (15.1)
5月	46,970 (14.6)	17,993 (27.2)	28,977 (7.8)	78,861,448 (6.3)	11,457,083 (27.5)	67,404,365 (3.4)
6月	56,216 (32.1)	22,698 (44.3)	33,518 (24.9)	79,280,301 (22.6)	13,737,062 (47.4)	65,543,239 (18.4)

(注1) 括弧内は対前年同月比 (%) である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 令和7年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

(注4) 出生時育児休業給付金に係るものを含む。

なお、出生時育児休業給付金と育児休業給付金の両方を受給している場合や、分割取得している場合であっても、同一の子に係る給付金であれば、初回受給者数は一人とカウントしている。

育児休業等給付の支給状況③（出生時育児休業給付金）

【出生時育児休業給付金】

(単位：人、千円)

【年度別】

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
令和4年度	14,157	—	2,016,098	—
令和5年度	65,349	—	10,265,278	—
令和6年度	68,177	(4.3)	11,249,450	(9.6)
令和7年度	107,028	(57.0)	19,835,775	(76.3)

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)令和7年度の数値は、速報値であり変動があり得る。

(注4)出生後育児休業給付の施行及び支給開始は令和4年10月である。

このため、令和4,5年度の前年度比については「—」としている

【月別】

(単位：人、千円)

	受給者数		支給金額	
令和7年1月	5,745	(2.3)	965,136	(7.8)
2月	5,335	(0.3)	901,684	(5.0)
3月	5,520	(4.3)	941,786	(9.7)
4月	5,391	(13.7)	921,372	(19.5)
5月	5,818	(2.8)	1,012,736	(11.9)
6月	6,667	(29.8)	1,185,265	(42.0)
7月	8,323	(36.6)	1,502,902	(50.9)
8月	7,859	(38.4)	1,425,556	(55.8)
9月	8,433	(53.5)	1,533,865	(71.4)
10月	11,913	(80.6)	2,210,358	(102.5)
11月	10,182	(65.3)	1,926,887	(87.2)
12月	11,174	(85.6)	2,115,905	(110.9)
令和8年1月	10,783	(87.7)	2,040,677	(111.4)
2月	9,521	(78.5)	1,832,011	(103.2)
3月	10,964	(98.6)	2,128,240	(126.0)
4月	8,624	(60.0)	1,652,700	(79.4)
5月	8,763	(50.6)	1,678,577	(65.7)
6月	10,922	(63.8)	2,095,857	(76.8)

(注1)支給金額は業務統計値である。

(注2)令和7年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

育児休業給付に係る保険料率引上げ及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げを可能とする弾力的な仕組みの導入

令和6年度改正時の課題

- 育児休業給付については、育児休業の取得者数増等を背景に、支給額は年々増加しており、財政基盤の強化が急務。
(令和6年度までの国庫負担割合：本則 $1/8$ のところ暫定措置として $1/80$ 、令和6年度までの保険料率：0.4%)

令和6年度改正内容

- 男性育休の大幅な取得増(注1)等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、令和4年雇用保険法改正法の附則の規定(注2)を踏まえ、

① **令和6年度から、国庫負担割合**を現行の $1/80$ から本則の $1/8$ に引き上げる(公布日施行)

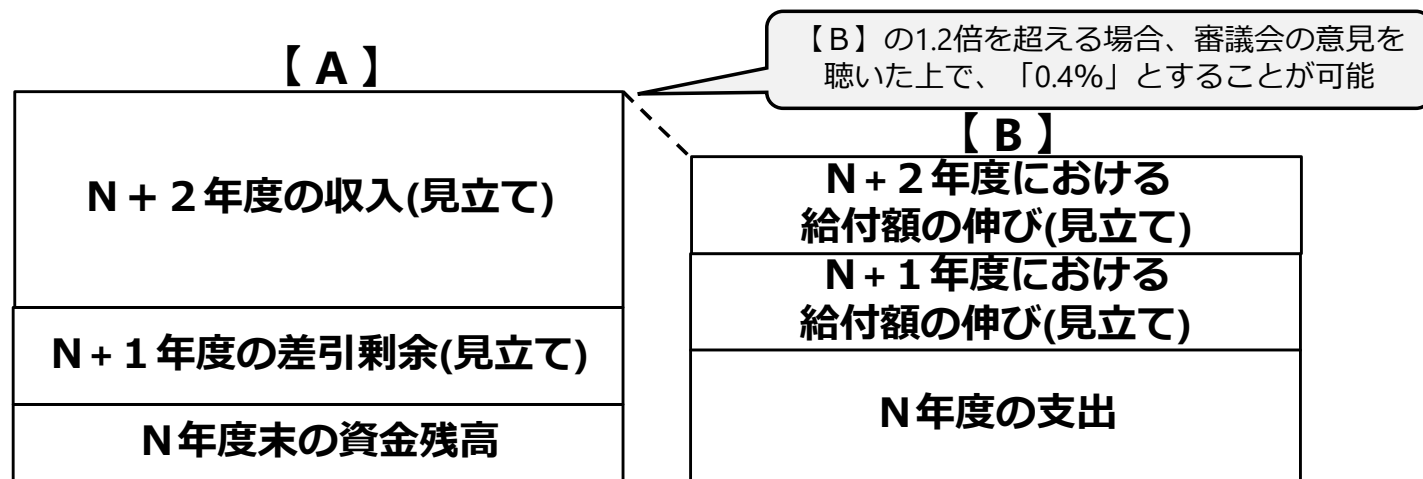
② **当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組み(注3)を導入する(令和7年4月1日施行)**

(注1) 男性の育休取得率の目標：2025年 公務員 85% (1週間以上の取得率)、民間 50%

2030年 公務員 85% (2週間以上の取得率)、民間 85% (出所：こども未来戦略)

(注2) 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(注3) 前年度(N年度)の決算を踏まえた該当年度(N+1年度)の積立金残高(見込み)と翌年度(N+2年度)の収入(見込み)の合計額【A】が、翌年度(N+2年度)の支出(見込み)【B】の1.2倍を超える場合は、翌年度(N+2年度)の料率を0.4%とすることができることとする。



雇用保険料率の弾力条項について（育児休業給付）

- 育児休業給付については、令和7年度から本則料率5/1000（労使折半）。
- 実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に4/1000に調整する仕組みを導入（弾力条項）。

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌年度の国庫負担額（見立て）} - \text{翌年度の育児休業給付費（見立て）}) + (\text{翌々年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌々年度の国庫負担額（見立て）})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}} \Rightarrow \text{保険料率を4/1000とすることが可能}$$

(= 当該年度の育児休業給付費 + (翌年度における給付費の伸び（見立て）) + (翌々年度における給付費の伸び（見立て）))

※ 令和7年度決算額による計算 = 1.84

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項（※））

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険料率を千分の四とすることができる。

一 イに掲げる額をロに掲げる額に加減した額

イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額

ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

二 翌々年度育児休業給付額予想額

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の規定。

雇用保険部会報告（抄）

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）

7 財政運営について

（2）育児休業給付について

② 保険料

○ 男性育休の大幅な取得増等に伴う育児休業給付の今後の見通しを踏まえ、育児休業給付に係る保険料率については、当面は現行の4／1,000に据え置きつつ、今後の財政悪化に備えて、本則料率を令和7年度から5／1,000に引き上げるとともに、実際の料率は、財政状況に応じて、以下のように弾力的に調整できる仕組みを導入すべきである。その際には、この仕組みの内容を含む今回の財政措置の理解が進むよう、周知を行うべきである。

・「N＋2年度の収入」と「N＋1年度末の積立金」の合計額（見立て）が、「N＋2年度の支出」（見立て）の1.2倍を超える場合、労働政策審議会の意見を聴いた上で、育児休業給付の保険料率を4／1,000とすることを可能とする。また、この仕組みの下で、本部会において、実際の保険料率を弾力的に調整できるかを毎年度丁寧に確認すべきである。

○ なお、本部会で上記の確認を行う際には、併せて、保険料が事業主や労働者に影響を与えるものであることも十分に認識しつつ、財政状況のみならず、人口や出生数、育児休業の取得率や期間、育児休業給付の支給実績等の育児休業給付の現状や見通しに基づいた丁寧な議論を行うべきである。

8 その他

○ 上記のとおり、今般の雇用保険制度の見直し事項は多岐にわたるものとなっている。これらの措置の円滑な施行に向け国民各層へのきめ細かい周知・広報等を行うことはもちろん、施行後においては、データ収集や分析を進め、賃金の上昇や男性の育児休業取得の促進等、それぞれの見直しや給付の創設の趣旨に沿った効果が発揮できているかを適時に検証し、必要な措置を講ずるべきである。また、育児休業給付に係る財政基盤強化策を講じた上で、今後、将来において、育児休業給付の財政状況が安定的に推移することとなった場合においては、育児休業給付の財政状況、一般会計の財政状況等を踏まえ、今般の財政基盤強化策について、必要な見直しを行うこととすべきである。

今後の雇用保険制度の財政運営について

雇用保険制度の財政運営について（案）

令和7年12月19日

雇用保険二事業の剰余の取扱い

- 雇用保険二事業による失業等給付からの借入額については、着実に返済を進めつつ、今後の景気動向への備えなどの観点から雇用安定資金の積立も行っていく必要。
- そのため、令和7年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、**当該剰余の2分の1を雇用安定資金に組み入れ、残余の2分の1を失業等給付の積立金に繰り入れること**としてはどうか。

令和8年度の雇用保険料率

【失業等給付の雇用保険料率】

- 令和6年度決算を踏まえた弾力倍率は2を超えており、令和8年度の失業等給付の保険料率は、本則の0.8%から0.4%まで引き下げが可能な状態となっている。
- 保険料率の設定に当たっては、足下の受給者実人員の増加等も踏まえつつ、安定的な財政運営と保険料負担軽減の両立を図ることが重要であり、こうした点から、令和8年度以降の財政運営試算の結果を踏まえ、令和8年度の失業等給付の保険料率は、**0.6%（本則（0.8%）から0.2%、令和7年度（0.7%）から0.1%の引き下げ）**としてはどうか。

【育児休業給付の雇用保険料率】

- 令和6年度決算を踏まえた弾力倍率は1.2を超えており、令和8年度の保険料率は、本則（0.5%）の規定にかかわらず、現在の0.4%とすることが可能となっている。
- 令和8年度以降の財政運営試算の結果を踏まえ、令和8年度の育児休業給付の保険料率は、**現行の0.4%に据え置く**こととしてはどうか。

令和 8 年度の雇用保険料率

	令和 7 年度	令和 8 年度
雇用保険料率（全体）	1.45%	1.35%
（内訳）		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.7 %	0.6 %
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4 %	0.4 %
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

（注 1）失業等給付費等充当徴収保険率及び育児休業給付費充当徴収保険率は、労使折半で負担。二事業費充当徴収保険率は、事業主のみが負担。

（注 2）失業等給付費等充当徴収保険率は、法律上、0.8%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.4%まで引き下げることが、基準を下回る場合は1.2%まで引き上げることが、可能となっている。令和 6 年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、本則（0.8%）から0.2%引き下げ、0.6% とする（令和 7 年度（0.7%）から0.1%の引き下げ）。

（注 3）育児休業給付費充当徴収保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第26号）により、令和 7 年度から保険料率を現在の0.4%から0.5%に引き上げる一方、実際の保険料率は弾力倍率が基準を上回る場合は0.4%に引き下げることが可能な仕組みが導入された。令和 6 年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、0.4%に引き下げ、令和7年度までと同じ保険料率とする。

（注 4）二事業費充当徴収保険率は、法律上、0.35%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.05%引き下げることとなっており、更に必要がある場合には0.25%とすることが可能となっている。令和 6 年度決算を踏まえた弾力倍率は基準を超えなかったため、0.35%となる。

雇用保険法における各種暫定措置（令和8年度末まで）の概要

○ 雇止め離職者の特例

有期労働契約の更新を希望したが更新されなかった離職者について、一般の離職者の失業給付の給付日数（90日～150日）ではなく、倒産・解雇等による離職の場合の給付日数（90日～330日）を適用する暫定措置。

○ 地域延長給付

倒産、解雇や雇止めによる離職者のうち、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、失業給付の給付日数を60日間延長する暫定措置。

○ 教育訓練支援給付金

厚生労働大臣の指定を受けた中長期のキャリア形成に資する教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件（※1）を満たす者に対して、訓練期間中（最大4年間）の受講支援として、失業給付の一部相当額（※2）を支給する暫定措置。

※1 受講日において45歳未満、失業の認定を受けている、受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがない、離職後1年以内に受講開始等

※2 基本手当の日額の60%に相当する額

○ 介護休業給付の国庫負担

雇用保険制度においては、国庫もその費用の一部を負担しており、介護休業給付については、雇用保険法上1/8負担することとされているが、その負担割合を1/80とする暫定措置。

参考資料① **（財政運営（失業等給付・雇用保険二事業）について）**

参照条文①

□ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）（※）

（国庫の負担）

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、「教育訓練給付（教育訓練休暇給付金に限る。第三号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第四号において同じ。）」、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合
イ 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合
当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一
ロ イに掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分の一
- 二 日雇労働求職者給付金については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合
イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一
ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一
- 三 教育訓練給付については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合
イ 第一号イに掲げる場合 当該教育訓練給付に要する費用の四分の一
ロ 第一号ロに掲げる場合 当該教育訓練給付に要する費用の四十分の一
- 四 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一
- 五 育児休業給付については、当該育児休業給付に要する費用の八分の一
- 六 第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5 （略）

附 則

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条 国庫は、第六十六条第一項（同項第四号及び第六号に規定する費用に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定による国庫の負担については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2 （略）

第十四条 令和六年度から令和八年度までの各年度においては、第六十六条第一項（同項第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び前条（同号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、国庫は、同項（同号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 （略）

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和九年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

参 照 条 文 ②

□ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）（抄）（※） （一般保険料に係る保険料率）

第十二条 （略）

2～4 （略）

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫の負担額(同条第一項第五号の規定による国庫の負担額を除く。)、同条第五項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額(以下この項において「教育訓練給付額」という。)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額(以下この項において「雇用継続給付額」という。)を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで(前項第一号に規定する事業については、千分の六から千分の十四まで)の範囲内において変更することができる。

6～11 （略）

□ 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）（抄）

附 則

第九条 （略）

2 （略）

3 政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十条の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 （略）

□ 参議院 厚生労働委員会附帯決議（令和4年3月29日）（抄）

十一、失業等給付の積立金からの借入額に係る雇用安定資金からの返済必要額については、労使が抛出した失業等給付に係る保険料を保全する観点から、返済の在り方について、一般会計からの繰入れとの関係も含めて検討すること。その際、雇用保険二事業の実施の状況、使用者側の負荷の状況等も勘案すること。加えて、育児休業給付資金についても、失業等給付の積立金からの借入れを行った場合には、同様の検討を行うこと。

参照条文③

□ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）（抄）

附 則

第二十条の三 （略）

2・3 （略）

- 4 令和二年度から令和六年度までの各年度において、雇用勘定の積立金は、第百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。
- 5 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であって、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。
- 6 第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を同勘定の積立金に組み入れるものとするすることができる。
- 7 （略）
- 8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であって、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかかわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならないものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができる。

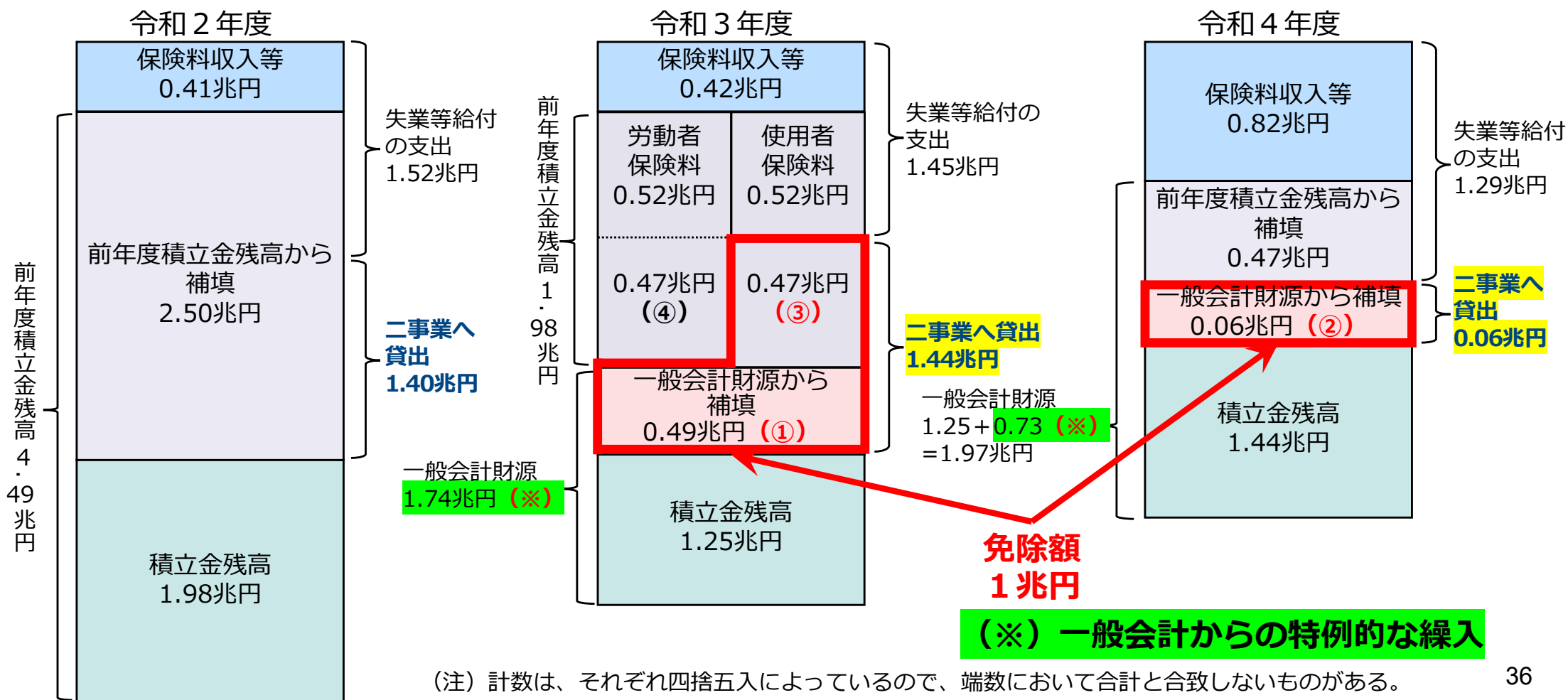
雇用保険二事業への貸出金（2.9兆円）における返還免除額の考え方

- 雇用調整助成金の特例措置は、失業等給付の積立金を雇用保険二事業へ貸し出しつつ、令和2年度から令和4年度まで実施。
- 令和2年度の貸出額（1.4兆円）は、その原資が失業等給付の安定的運営のために労使が負担する保険料であることが明確であることから、その全額を返還。
- 想定を超える異例の長期間にわたって延長することとなった令和3年度以降の雇用保険二事業への貸出額（1.5兆円）は、一般会計からの任意繰入も行いつつ、雇用保険財政全体の負担により当該特例措置を継続することで、極めて臨時的・特例的に雇用維持を図ったものと考えられることから、当該任意繰入の果たした役割を踏まえた負担の調整を行う。
- 具体的には、以下の考え方から1兆円を免除。
 - ① 積立金への特例的な一般会計からの任意繰入がなければ雇用保険二事業に貸し出し得なかった額（0.55兆円）は免除。
 - ② 残りの0.95兆円については、コロナ禍における異例の状況下において、雇用調整特別金の特例措置が相当程度の失業を予防し、求職者給付等の代替機能を一定程度果たしたと考えられることに鑑み、関係者間の負担の均衡を図る観点から、また、労働者が拠出した保険料に相当する部分は保全されるべきとの意見を踏まえ、労働者負担相当分の0.47兆円は失業等給付に返還、使用者拠出の保険料を財源する雇用保険二事業財政の早期の健全化を図る必要性を踏まえ、使用者負担相当分の0.47兆円は免除。

雇用保険二事業貸出金（2.9兆円）における返還免除額1兆円の考え方

- 失業等給付から雇用保険二事業への貸出は、累計2.9兆円（R2:1.40兆円/R3:1.44兆円/R4:0.06兆円）。このうち、令和2年度の貸出額（1.4兆円）は、全額を返還する一方、想定を超える異例の長期間にわたって延長することとなった令和3年度以降について、負担の調整を行うもの。
- 具体的には、貸出額1.5兆円（1.44兆円+0.06兆円）のうち、まず、一般会計から積立金へ繰入がなければ貸し出し得なかった0.55兆円（①+②）は免除。残余の0.95兆円（③+④）のうち、雇用調整助成金の特例措置が果たした機能に鑑み、使用者負担分0.47兆円（③）は免除（労働者負担分0.47兆円（④）は返還）。

失業等給付の財源の状況及び使途



大臣折衝事項（令和6年12月25日）（抄）

8. その他

（4）労働

雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額（2.9兆円）については、1兆円の控除を行い、残りの1.9兆円については、毎年度の雇用保険二事業の剰余金により返済を行うこととする。

当該控除については、特別会計法附則第20条の3第8項の規定に基づき、雇用勘定の財政状況及び雇用保険二事業の実施の状況を勘案するとともに、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、令和2年度から講じられた雇用調整助成金の特例措置が、

- ・ 国による全国的な休業要請などの未曾有の危機時における政策判断として、失業等給付の積立金の活用（雇用保険二事業への繰入れ）を含む前例のない雇用維持策であって、同特例措置が相当程度の失業を予防し、もって求職者給付等の代替機能を一定程度果たしたとみられること、
- ・ こうした特例措置による対応が令和3年度以降にまで長期間にわたって延長されることにより積立金から雇用保険二事業への繰入れも継続された結果、同年度以降において雇用保険臨時特例法に基づく一般会計からの任意繰入が発動され、当該任意繰入の果たした役割を踏まえた負担の調整が行われる必要があること、
- ・ さらには、雇用保険二事業に組み入れられた失業等給付の積立金のうち労働者が拠出した保険料に相当する部分については、最優先で保全されるべきであるとの意見を踏まえる必要があること

などを総合的に勘案し特例的な対応として行うものである。

また、毎年度の雇用保険二事業の剰余金の取扱いについては、

- ・ 今後の景気後退等における雇用調整助成金の支給等の急増に備えるため、
- ・ また、近年取り組んできた人への投資や就業調整への対応を含む労働力確保等に引き続き取り組むとともに、賃上げに向けた生産性向上対策等の事業者全体が抱える課題について、雇用保険二事業の対応力を高めつつ、政策的要請に機動的に対応していくため、

毎年度の予算編成過程において、失業等給付の安定的な運営に留意しつつ、検討を行うこととする。

こうした観点から、令和6年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、特別会計法附則第20条の3第6項ただし書きの規定に基づき、当該剰余の2分の1を雇用安定資金に組み入れることとし、残余の2分の1を失業等給付の積立金に繰り入れることとする。

参考資料② (財政運営 (育児休業給付) について)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児時に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②目営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
 - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
 - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
 - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （*）を子ども・子育て支援法に位置づけるに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。39

【参考】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に対する附帯決議（抄）

令和6年4月18日 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

- 十三 男女が共に育児を担うことの重要性を始め、「共働き・共育て」の推進に向けて、企業も含めた社会全体で機運を醸成していく取組を推進すること。
- 十四 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付について、その効果や現場に与える影響などを検証した上で、引き続き、労働政策審議会を始めとした関係審議会において審議を行うこと。
- 十五 出生後休業支援給付制度において、男性の育児参加をより促す観点も踏まえ、制度の施行状況を確認すること。
- 十六 育児時短就業給付制度により、利用する労働者のキャリア形成の阻害や給付の公平性の観点から労働者間の分断などにつながらないように、趣旨などを丁寧に周知しながら取組を進めること。
- 十七 子ども・子育て支援特別会計の創設後も、雇用保険財源の活用の在り方及び保険料率を始め、従来労働政策審議会において議論を行ってきた事項については、引き続き、同審議会において審議を行うこと。

令和6年6月4日 参議院 内閣委員会

- 十四 男女が共に育児を担うことの重要性を始め、「共働き・共育て」の推進に向けて、企業も含めた社会全体で機運を醸成していく取組を推進すること。
- 十五 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付について、その効果や現場に与える影響などを検証した上で、引き続き、労働政策審議会を始めとした関係審議会において審議を行うこと。
- 十六 出生後休業支援給付制度において、男性の育児参加をより促す観点も踏まえ、制度の施行状況を確認し、必要な対応を行うこと。
- 十七 育児時短就業給付制度により、利用する労働者のキャリア形成の阻害や給付の公平性の観点から労働者間の分断などにつながらないように、趣旨などを丁寧に周知しながら取組を進めること。
- 十九 子ども・子育て支援特別会計の創設後も、雇用保険財源の活用の在り方及び保険料率を始め、従来労働政策審議会において議論を行ってきた事項については、引き続き、同審議会において審議を行うこと。

子ども・子育て支援特別会計の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設。

【特別会計に関する法律】

① 子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

② 子ども・子育て支援特別会計を「子ども・子育て支援勘定」及び「育児休業等給付勘定」に区分し、子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理する。※主な歳入・歳出は右図のとおり。

③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう、子ども・子育て支援勘定に「積立金（事業主拠出金）」及び「子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）」、育児休業等給付勘定に「育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）」を置き、分別管理する。

※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。

子ども・子育て支援特別会計

（主所管：内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省共管）

【子ども・子育て支援勘定】

【育児休業等給付勘定】

＜歳出＞

＜歳入＞

＜歳出＞

＜歳入＞

- ・ 児童手当交付金
- ・ 子どものための教育・保育給付交付金
- ・ 妊婦のための支援給付交付金
- ・ 子ども・子育て支援交付金
- ・ 乳児等のための支援給付交付金

等

一般会計からの繰入

事業主拠出金

子ども・子育て支援納付金
※子ども・子育て支援特例公債

積立金、
子ども・子育て支援資金

- ・ 育児休業給付費
- ・ 出生後休業支援給付費
- ・ 育児時短就業給付費

等

一般会計からの繰入

労働保険特会からの繰入
※育児休業給付に充てる雇用保険料

子ども・子育て支援勘定からの繰入
※支援納付金

育児休業給付資金